

猫不妊及び去勢手術費補助金の交付申請・請求方法

飼い主のいない猫を増やさないために、猫の不妊・去勢手術に要する費用の一部を補助します。

1 対象者 生後6か月以上の猫を飼育又は保護している市内在住の方、市内の自治会などの団体

2 対象頭数

- ◎飼い猫
1世帯及び1団体につき年間2頭まで
- ◎野良猫
対象頭数の上限はありません

3 補助額

◎飼い猫			
めす（不妊手術）	→	1頭	4,000円
おす（去勢手術）	→	1頭	3,000円
◎野良猫			
めす（不妊手術）	→	1頭	5,000円
おす（去勢手術）	→	1頭	5,000円

※ただし手術費用が上記金額を下回る場合は手術費用として支払った額となります。

4 補助条件

- ・手術の領収書（猫不妊・去勢手術代と記載のあるもの）の発行日から30日以内に申請ができること
- ・野良猫の場合は手術をしたことが分かる識別措置を実施し、識別措置が確認できる写真を提出できること

5 申請の流れ

不妊・去勢手術を実施してください。（動物病院の指定はありません。）また、野良猫の場合は手術をしたことがわかる識別措置を講じてください。手術完了後、領収書を発行してもらってください。



領収書の発行日から30日以内に次のものを持参し、健康づくり推進課に申請してください。

※持参するもの ○領収書 ○印鑑 ○口座情報のわかるもの
○識別措置が確認できる写真（野良猫の場合）

補助金交付についての決定通知書が郵送され、1か月前後で補助金が預金口座に振り込まれます。

◎識別措置・写真の見本

識別措置として不妊・去勢手術済みのしるしに、耳先をV字状（さくら耳）にカットするものが一般的です。

写真は耳部分だけではなく個体が分かるように撮影してください。



◎領収書記載例

領 収 書

綾瀬 花子 様

金 ○○, ○○○ 円

ただし、猫不妊（去勢）手術費として
上記正に領収いたしました。

平成○○年□月△日

○○○動物病院

院長 綾瀬 太郎 ⑩

※以下の点を必ずご確認ください。

- ・「領収書」と記載している。
- ・申請者名と同じ宛名を記載している。
- ・「猫」の「手術費」と記載している。
- ・雄、雌の判別ができる表記がある。
- ・修正テープでの修正や、訂正印の無い修正は行っていない。
- ・領収日、金額を記載している。
- ・病院名を記載している。

※こちらは、記載例ですので病院で使用している領収書の内容に、上記の項目が含まれていれば結構です。

※やむをえず写真が用意できない場合は、野良猫の毛色・柄、性別、体格、綾瀬市内の保護した場所、手術実施日、耳カットの位置と形状を確認した上で、医療健康課に来所してください。

問い合わせ等は、綾瀬市 医 療 健 康 課（保健福祉プラザ内） TEL 5 5 - 8 1 6 1